

個人情報保護委員会 各府省からの第2次回答

審議番号	提案区分		提案事項(請求事項)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
20	地方に対する規制緩和	その他	個人番号記載の住民票の取扱い 住民基本台帳事務処理標準2-4-4-(1)-(2)において代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人、任意代理人の別を問わず、請求者本人の旨あてに郵便等で送付することとなっている。一紙にすべての代理人に対しも郵便等で送付するのは、法定代理人にあたる場合は後見人登記簿や戸籍等で関係性を確認し、法定代理人に直接交付できるようにする。	代理人が知照する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多岐にわたる。請求者本人の窓口に来ることができず、郵便に依頼して送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性や、郵便等で送付することによる個人情報保護の観点から個人番号と同一の性格に支障事例も発生している。行政手続における特定の個人を識別するための番号の付与に関する法律(番号法)14条第2項に於いて代理人に交付する旨がない場合もあるが、住民票場合は後見人登記簿や戸籍等で関係性を確認し、法定代理人に直接交付できるようにする。	法定代理人が直接受け取ることで請求者本人が受け取れない状況であっても個人情報の漏洩のリスクを減らすことができ、代理人が行う手続きについても直接交付することによって手続きの利便性が上がる。	番号法15条及び第18条 住民基本台帳事務処理標準2-4-4-(1)-(2)	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	豊田市	一			【内閣府】 まずは住民基本台帳制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。 【個人情報保護委員会、総務省】 個人番号については、番号法15条及び第18条において、特種個人情報の提供の求めの制限や提供の制限等の規定が設けられていること等から、個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが適当である。 他に代理人に個人番号を記載した住民票の写し等を直接交付した場合には、成すまじ等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがある。また、法定代理人の立場には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等による送付が適切である。市町村における代理の審査が困難になり、困難である。 なお、個人番号を記載した住民票の写し等の交付については、住民票の写し等が様々な関係者の居住関係を立証するものであることや、先述した個人番号の性格に鑑み、同一の書類に異なる旨の交付の代理人に対して直接交付することはわず、請求者本人の住所等にて郵便等により送付することによって適当である。	

審判番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案集積検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
20	<p>審判別法第15条及び第19条の規定については重々承知しているところである。通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領2-(1)イ・(2)ホによれば、変更された通知カードの受け取りにおいて、条件を満たせば代理人でも受け取ることが可能となっている。個人番号記載の住民票と通知カードから個人番号、住所、氏名、生年月日記載されているが、取り扱いに差異が生じている。</p> <p>個人番号の通知カードから個人番号が取得される恐れがあるとの理由は、通知カードの受け取りに関して不明瞭ではないだろうか。</p> <p>個人番号記載の住民票が、通知カード及び個人番号カードの代替措置として位置づけられているのであれば、同様の取り扱いをすべきである。でなければその理由を明確に説明していただきたい。</p> <p>法定代理人・任意代理人で受け扱いを分けることが困難ということであれば、必要最小限の範囲ということも考慮し、民法860条の2、同条の3で規定されている後見人に対して直接交付することを検討していただきたい。</p> <p>直接交付に関しては、代理権の有無の確認が困難との懸念が想定されるが、対象を成年後見人に限定すれば、代理権に関する疑義は生じ得ない。</p>		<p>【伊丹市】 平素より法定代理人と任意代理人の区別に関しては審査を伴っており、困難は考えられない。高齢者も増加するので、最終級「成年後見人」には直接交付すべきである。【津波市】 法定代理人の場合は直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により本人に送付するよう取扱を分けるべきである。 法定代理人は、個人番号利用事務の手続きや住民票等の交付申請を含む、法律行為について、本人の責任に基づいて代理権ではなく、法律に基づいて代理権によって行うことができる。よって、法定代理人からの個人番号を通知した住民票の写し等の本人への交付には同意であるが、法定代理人に直接交付することを許すず本人に転送する取扱いについて、窓口で合理的に説明することが難しい。また、成年後見人等については、郵便等の受け取りが不安定である懸念が多く、そのような場合、本人に郵便等で送付することが、個人番号入りのリスクをかかえて高いものではないかと懸念される。そのため、法定代理人の場合は直接交付することが適当である。その一方で、二府県にある通り、任意代理人の場合は成り立たない個人番号入りのリスクが想定されるため、これまで通り本人に郵便等により送付する取扱いのままで問題ないと考えます。 また、法定代理人は任意代理人で取扱いを分ける必要が市町村における代理権の審査が煩雑になるとの二府県もいただいているが、そもそも市町村の窓口では、個人番号の記載有無に関らず、代理人に住民票の写し等の交付を伴う場合は、法定代理人であるかを確認しているのが常態化していることにより、それぞれの場合に応じた方法で代理権の確認を行っている。したがって、法定代理人の場合と任意代理人の場合で交付の方法を分けることが市町村における代理権の審査を煩雑にするものではないと考えます。</p> <p>【平塚市】 本審査は、特に成年後見人について、成年後見人に個人番号記載の住民票を直接交付できるよう制度の改正を求めるものです。 今回おられた住民票の取扱いでは、個人番号が記載された住民票の提供については、必要最小限の範囲で対応することが重要であるとする一方で、「成年後見人への直接交付ではなく、本人(成年後見人)に郵便等で送付することとしています」 しかし、今回おられた成年後見人への郵便等での送付では、本人による紛失等の危険性が顕し、再度交付申請が必要となる可能性があるなど、回答の主旨に反する結果となり得るリスクが高いと考えます。 また、「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である」との前提については、審査事項(代理人と委任状等)を法定代理人(成年後見人)の本人確認処理とすることで、代理権は容易に確認できるため、審査の煩雑化にはつながらないと考えます。</p> <p>【飯沼市】 法定代理人(親権者、後見人)については、その者が自身が請求者本人の住民票をもって、随手続(居住を別にする親権者による養育手段の手続き、後見人による被後見人の年金手続等)を行う権限を伴っているため、請求者本人の住民票を保持する必要がある。特に、後見人に対しては、被後見人の住所等に送付することにより、住民票の紛失が懸念されるため、法定代理人については、窓口交付することをめざし、代理権の審査について、住民基本台帳法第15条の規定に基づき、請求を明らかにする書類を提示又は提出(後見人に関しては、後見登記簿の登記事項証明書の請求者本人及び対象者による本人確認、親権者に関しては、戸籍簿での親権確認及び住所等による本人確認)を求めるなどし、現在も確認を行っているため、窓口交付になるとどうとて煩雑になるものではない。</p> <p>【松野】 法定代理人や任意代理人に該当するかの審査は、マイナンバー入りの住民票交付に頼らず行っている業務であり、請求とおりの運用は可能かと思います。 【江戸川区】 法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。上の見解について、市町村窓口においては、通常の住所異動届出及び各種証明発行申請時において、任意代理人及び法定代理人からの申請を受け付けて、代理権の審査についても業務に準拠している。このため、「代理権の審査が煩雑になり、困難である」との理由は適当ではない。 また、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領2-(1)イ・(2)ホ」に、個人番号記載の住民票の交付においても、同様に法定代理人への直接交付を認めるべきである。</p> <p>【山形市】 任意代理人と法定代理人では住民票の写し請求時の説明資料が異なるため、取り扱いを分けることは可能と考えます。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【個人番号記載の住民票の見直し】 ○ 内閣府(審判別法第15条)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件等の運用実態を整理していただきたい。 ○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を把握しつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものあり、極めて限定的しか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に届けるよう指示していただきたい。 【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】 ○ 総務省において、死亡者のマイナンバーが後継者の委任が必要となる理由を確認した上で、法律運用における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。 ○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第9項の特別の請求を行う場合にマイナンバーが記載された住民票の取扱いの写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員への対応が円滑になるよう指示していただきたい。 ○ 内閣府(審判別法第15条)において、死亡者のマイナンバーを廃止することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているかを整理していただきたい。 ○ 内閣府(審判別法第15条)及び金融庁において、保険会社が保険を支払う際にマイナンバーの記入を求めらるが、相続人が死亡者のマイナンバーを通知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを整理していただきたい。 【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】 ○ 内閣府(審判別法第15条)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムの情報提供ネットワークシステムの仕組みからし、同一住所の世帯以外に世帯に係る世帯情報等の情報提供について、申請書以外の世帯についてはマイナンバー上の情報提供の範囲として書き込まないよう措置すべきではないか。 ○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所の全ての世帯情報にアクセスするも、直接個別の世帯情報を収集することができる措置すべきではないか。 ○ 内閣府(審判別法第15条)及び総務省において、同一住所地の申請書以外の世帯に係る世帯情報等の情報提供がインターネット上の情報提供の取扱いとして書き込まないこととするために、インターネットの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。</p>	<p>マイナンバー入り住民票の取扱いについては、特定個人情報の提供の求めの制限や提供の制限等の規定が削られていること等を考慮した上で、代理人に直接交付することについても検討したい。 なお、マイナンバー入り住民票の使用件数を調査することは、官民で幅広くマイナンバーを提供するケースがあることから、困難である。</p>	

審議 番号	各府県からの第1次調査を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次調査を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な検討時の視点(重点事項)	各府県からの第2次調査
	見解	補足資料	見解	補足資料			
31	<p>ガイドラインに示された手法では、例えばシニアパスに紐づく者が情報の特定医療費の認定申請を行った場合、世帯情報を取得するため、①住基本ネットでの同一住所世帯による同一住所者を出し、②全ての同一住所者の個人番号を全て世帯情報提供NWSへ住民票関係情報を提供、③世帯情報の更新と対応して、世帯情報を更新することとなる。</p> <p>そのため、世帯情報提供認定をしない場合、マイナンバーでのやりとりと履歴の確認と情報提供等認別の申請と申請を行い、申請済みの場合、同じシニアパスに紐づく世帯者も、自身申請していない医療の特定医療費の認定申請の手続きで自身の情報が開示されたことを知ることとなる。</p> <p>その情報から、同じシニアパス内の誰が医療の特定医療費の認定申請をしたかを推測することは可能であり、こういった機微な情報まで推測しうることは、申請者本人に多大な不利益を及ぼす可能性もある。</p> <p>仮に、ガイドラインに示された手法が、マイナンバー制度に係る現行法令の種々の規定で見れば問題ないものとしても、以上のとおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様の指摘があったことである。</p> <p>また、世帯情報から示された支障事例にあるとおり、ガイドラインに示された手法は上記①から③まで、世帯情報を取得する権利には必要のない作業まで行われるものであり、業務の効率化を阻害するものでもある。</p> <p>そのため、申請者本人に不利益を及ぼさず、かつマイナンバー制度の本旨である行政事務の効率化に資する新たな情報の取得方法を模索していただきたい。</p>		<p>【無取用】</p> <p>同一世帯でないものに係る本人確認情報又はマイナンバーの提供及び情報提供ネットワークシステムによる情報提供については、事務処理に必要な範囲で許可されるとの面の見解であるので、そのとおり取り扱いたいとする。</p> <p>なお、従来の届による住民票の記載情報を得るために、住基本ネット及び情報提供ネットワークによる情報開示の必要性があることは、事務処理を行う上で常に認識されており、事務の効率化にもなっていないことから、早急に地方公共団体等に内容を確認し、住民票情報を得られる簡便な仕組みを構築して欲しい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>住民票制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に対する懸念の不安を払拭できるよう、引き続き、制度の安全性や信頼性を、国政に丁寧かつ十分に検討する中において、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【個人番号記載の住民票の取扱い】</p> <p>○ 内閣府(審判部担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されない件等での運用実態を整理していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の世帯情報提供を促進しつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものあり、極めて限定的に利用されないことと、地方公共団体が住民に通知するよう指示していただきたい。</p> <p>【住民基本台帳事務の住民票の取扱いの件】</p> <p>○ 総務省において、死亡者のマイナンバーが既読上の必要で必要な理由を確認した上で、法定範囲に限り死亡者のマイナンバーの記入を希望していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の取扱いに係る取扱いを整理し、地方公共団体職員への対応が円滑になるようชี้ていただきたい。</p> <p>○ 内閣府(審判部担当室)において、死亡者のマイナンバーを管理することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているかを整理していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(審判部担当室)及び金融庁において、保険会社が保険を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを通知できずマイナンバーが記入できなくても保険を支払うことができる旨を整理していただきたい。</p> <p>【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムとを併用して同一住所の世帯者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請書以外の世帯についてはマイナンバー上の情報連携の取扱いとして表示されないよう措置すべきではないか。</p> <p>○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する観点、同一住所の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請書以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナンバー上の情報連携の取扱いとして表示されないようชี้ていただきたい。</p> <p>○ マイナンバーの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。</p>	<p>マイナンバーが利用される情報連携の取扱いの取扱い、マイナンバー制度の取扱いに当たり、住民基本台帳法が個人番号等専断事業法として、税金徴収及び保険給付について、それぞれ本人に申しマイナンバーの提供を求めると、当該マイナンバーを「支払する」に記しただけとなる。</p> <p>○ 死亡については、その代償性があるとは存在せず、住民基本台帳法第12条第5項に規定する特別の請求を行うことができるのは、死亡者同一の世帯であった者に限られる。</p> <p>○ 保険契約において、保険契約者のマイナンバーは本人に申し「提供を求めなければならない」とを要する。また、一次賠償の支払い、保険契約者のマイナンバーは、本人、生前に入手しておくべきものであると考える。</p> <p>○ 保険契約者のマイナンバーの取得が保険契約者の死亡後に行われる際に問題が発生し、本件のような事案が生じることがある。死亡者同一の世帯であった者に限られる。</p> <p>○ また、民法上の申請に基づく行政手続においては、死亡者のマイナンバーの必要性やその取扱いについて、関係行政機関、協議していただきたい。</p> <p>○ これらの対応がとれることで、死亡者のマイナンバー入り住民票の請求についても減少し、地方公共団体の事務負担が円滑化されるものと考えられる。</p>
156	<p>○ 経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、事前に個人番号を取得する必要がもたれ、受取人(死亡者の個人番号を取得できなかった)について、保険会社関係団体(妻)と連携して行ってください。また、死亡者である保険契約者のマイナンバーを相続人が相続している場合は、死亡者の個人番号の記載が求められるため、マイナンバーの記入が必要であることを明確化していただきますようお願いいたします。</p> <p>○ 以上を、市町村及び住居に対する当該要請に係る制度内容とマイナンバー入り住民票の交付における留意事項の周知について関係検討いただきますようお願いいたします。</p>		<p>【所沢市】</p> <p>保険会社関係団体に限らず死亡者の個人番号が必要な届出の提出先に対して、死亡者の個人番号が提供できない場合には記載不要にするなど広範囲で行っていただきたい。</p> <p>【四日市市】</p> <p>関係団体の意見を十分に尊重されたい。現状として、保険会社関係団体への申請は十分でないと思われるので、各府県から引き続き要請をお願いしたい。</p> <p>【江川川市】</p> <p>窓口業務においては依然として、死亡者の個人番号を保険会社等から請求されたという理由で、死亡者の個人番号入り住民票請求されるケースがある。このうち死亡者が増え、関係団体関係団体に対して、「保険等告知人含む個人番号の提出を求めたい」と及び死亡者の個人番号の提出が必要になること等に周知徹底するべきと考えられる。</p> <p>また、死亡者の個人番号入り住民票の請求にあたっては、同一世帯ではない直系血族からの請求について明確に規定されることが必要だと考える。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【個人番号記載の住民票の取扱い】</p> <p>○ 内閣府(審判部担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されない件等での運用実態を整理していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の世帯情報提供を促進しつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものあり、極めて限定的に利用されないことと、地方公共団体が住民に通知するよう指示していただきたい。</p> <p>【住民基本台帳事務の住民票の取扱いの件】</p> <p>○ 総務省において、死亡者のマイナンバーが既読上の必要で必要な理由を確認した上で、法定範囲に限り死亡者のマイナンバーの記入を希望していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の取扱いに係る取扱いを整理し、地方公共団体職員への対応が円滑になるようชี้ていただきたい。</p> <p>○ 内閣府(審判部担当室)において、死亡者のマイナンバーを管理することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているかを整理していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(審判部担当室)及び金融庁において、保険会社が保険を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを通知できずマイナンバーが記入できなくても保険を支払うことができる旨を整理していただきたい。</p> <p>【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムとを併用して同一住所の世帯者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請書以外の世帯についてはマイナンバー上の情報連携の取扱いとして表示されないよう措置すべきではないか。</p> <p>○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する観点、同一住所の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請書以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナンバー上の情報連携の取扱いとして表示されないようชี้ていただきたい。</p> <p>○ マイナンバーの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。</p>	<p>○ 法令上、生命保険契約の一時的な支払請求を提出すべき者は保険会社であることから、当該保険会社が個人番号等専断事業法として、税金徴収及び保険給付について、それぞれ本人に申しマイナンバーの提供を求めると、当該マイナンバーを「支払する」に記しただけとなる。</p> <p>○ 死亡については、その代償性があるとは存在せず、住民基本台帳法第12条第5項に規定する特別の請求を行うことができるのは、死亡者同一の世帯であった者に限られる。</p> <p>○ 保険契約において、保険契約者のマイナンバーは本人に申し「提供を求めなければならない」とを要する。また、一次賠償の支払い、保険契約者のマイナンバーは、本人、生前に入手しておくべきものであると考える。</p> <p>○ 保険契約者のマイナンバーの取得が保険契約者の死亡後に行われる際に問題が発生し、本件のような事案が生じることがある。死亡者同一の世帯であった者に限られる。</p> <p>○ また、民法上の申請に基づく行政手続においては、死亡者のマイナンバーの必要性やその取扱いについて、関係行政機関、協議していただきたい。</p> <p>○ これらの対応がとれることで、死亡者のマイナンバー入り住民票の請求についても減少し、地方公共団体の事務負担が円滑化されるものと考えられる。</p>

個人情報保護委員会 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
191	自治体に対する 規制緩和	その他	<p>独自利用事例における個人情報開示の段階化</p> <p>独自利用事例の地方税関係情報を情報開示する場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用に關する法律第十九条第八号に基づき特定の個人情報の提供に關する規則」(以下「規則」という。)第4項第1号(以下「規則」という。)第4項第1号に基づき、本人同意が必要である。このことについて、独自利用事例は「児童手当に関する事務」であり、児童手当に関する事務は地方税関係情報の開示において本人同意は不要である。また、助成事務と児童手当に関する事務については申請手続を同時に行っている。</p> <p>【具体的内容】 児童手当に関する事務は本人同意が不要であるにも関わらず、助成事務では本人同意が必要となり、同意に係る書類記入の期間が生じる。また、配偶者等の申請は本人同意が必要となる。その場合、配偶者等の本人同意を承諾又は同意窓口へ提出することとなり、申請に遅延が生じる。さらに、電子申請においても、配偶者等の本人同意を得ることができない。そのため、申請に遅延又は窓口へ本人同意書を提出することとなる。</p> <p>【効果】 地方公共団体によって、準ずる法定事務の判断基準が異なる可能性がある。</p> <p>【提案事項の解消】 本人同意を不要とする独自利用事例は、独自利用事例及び準ずる法定事務の内容を画が確認し、承認したものに限定することとする。</p>	<p>規則第4項第1号において、独自利用事例の地方税関係情報の情報開示についてはすべて本人同意が必要となつてゐる。このことについて、独自利用事例が準ずる法定事務において本人同意不要である場合は、当該独自利用事例についても本人同意を不要とする規制改正を行うことによりサービスの向上及び行政事務の効率化を図る。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用に關する法律第十九条第八号に基づき特定の個人情報の提供に關する規則第2条第4項第1号</p>	<p>内閣府、個人情報保護委員会、関係府省</p>	<p>八王子市</p>	<p>一</p>	<p>苫小牧市、松本市、穂井市、山梨市、花井市、大井市、取手市、熊本市</p>	<p>○当市で、「子どもの医療費助成に関する事務」を独自利用事例としているが、提案内容内と異なり支援されていない。 ○当市の独自利用事例は、「子どもの医療費助成に関する事務」の他に「重症心身障害児等の医療費助成に関する事務」及び「心の健康増進に関する業務」があり、それぞれが準ずる法定事務は、「特別児童扶養手当等の支給に関する事務」と「児童扶養手当の決定に関する事務」とであり、いずれも地方税関係情報の開示において本人同意は不要。 ○独自利用事例の廃止趣意についての趣意は、本提案と、地方税関係情報が必要となる事務についての開示を必要と見られ、両者の合致が認められず、実現しない。 ○当市は今年度末新制には、各年度の支給対象本人のみならず扶養義務者等の開示も必要であったが、提案書の趣意を踏まえ提出していたことについては、市民生活部長の意向により独自利用事例としたが、市民生活部長を併任し提出する期間が短く、行政側の事務も負担している。 ○当市では、独自利用事例に「ひとり親家庭等医療費助成事務」、それに準ずる法定事務に「児童扶養手当」があり、提案と同様の支障がある。規則の改正により、申請者のみならず、事務担当者も負担を減らされる。 ○当市においては、外国人生活保護事務をはじめ、14事務において特定個人情報(独自利用事例のみならず、一部の番号法定事務であっても、地方税関係の本人同意を求めない運用は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第十九条第八号「行政事務の効率化及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に關する規則」第4項第1号)の要件に該当することが認められていないことから、空によって本人の同意を得ることとしており、その旨を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に關する法律第十九条第八号に基づき特定個人情報の提供に關する規則第4項第1号に規定している。 ○なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得て差し支えないことを、地方公共団体にお示ししている。</p>	<p>【内閣府】 まずは、独自利用事例を所管する個人情報保護委員会及び地方税関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えたい。 【個人情報保護委員会、関係府省】 ○地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその職務に關して知り得た秘密を漏らした場合には、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。 ○地方税関係情報の提供を求められた場合には、以下のいずれの場合においては、地方税関係情報の提供を行うことが認められている。 ①地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、開示対象者本人に対する質問検査権等が規定されており、かつ他の官公庁の情報提供請求者が当該法令に規定されている場合 ②地方税関係情報を利用する事務が申請に基づきのものであり、照会対象者本人の同意がある場合 ○これを踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供についても、①又は②によって秘密性が解除される場合に限り可能とされている。 ○この点、独自利用事例は、法定事務の情報開示の義務が、法定事務の内容に準ずる事務であり、当該独自利用事例が①の要件に該当することが認められていないことから、空によって本人の同意を得ることとしており、その旨を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に關する法律第十九条第八号に基づき特定個人情報の提供に關する規則第4項第1号に規定している。</p>		

審議 番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
191	個人情報保護委員会及び監督官の回答では、独自利用事務は地方税法上の守秘義務が解除される要件である「地方税関係情報」を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する買戻権発権等が規定されている場合に該当しない。そのため、もろ方の要件である「地方税関係情報」を利用する業務の申請に該当しない。照会対象者本人の同意がある場合に地方税法上の守秘義務が解除される。規則はこのことについて規定していることである。しかし、「マイナンバー制度の導入目的である行政事務の効率化及び市民サービスの向上の観点から、同意不要である法定事務と同時に事務手続を行っている独自利用事務(例えば、「児童手当(法定事務)」及び「児童手当(独自利用事務)」)については、同意不要としなければ、手続の簡便化による負担の軽減(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(第1条)には「ながらら、具体的には、児童手当で配偶者の同意が不要のため事務手続を簡便化したとしても、独自利用については本人同意が必要なか事務手続を終えることができず、窓口から一度持ち帰り、配偶者本人に同意書を目撃してもらってから、郵送又は再送品に出すことになる。また、独自利用事務は、法定事務と趣旨又は目的が同一で、かつその事務内容が法定事務と類似性のあるもの(及び情報連携を行うことができる。このことを踏まえると、法定事務が同意不要である場合、法定事務と同時に事務手続を行っている独自利用事務について、規則の改正を行うことで、本人同意を不要とするとはできないか。また、規則改正で対応できないということであれば、番号法に規定し、制度改正で対応することはできない。		【大牟田市】 ○本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを地方公共団体に示しているとの認識がなされているが、例えば新規申請書に同意事項を記載した上で、「子ども医療」の場合は「父及び母」「ひとり親世帯等」や「児童虐待等」の場合は「申請者(受給者)及び同居家族」の同意が必要となるため、一度の実行で手続が完了しないこととなり得る。また、世帯単位は世帯の知人等でも同意するものなので、新規申請時には同居していない者の同意が年次更新時に必要となる場合も多々ある。 ○番号制度の普及のためにも、番号制度の目的である「行政運営の効率化」及び「国民の手続の簡便化による負担の軽減」を目指し、本人同意な(地方税関係情報の照会が可能)なる取り組みをぜひ行っていただきたい。	【全国市長会】 慎重に検討されたい。		○ 一次回答のとおり、地方税情報の提供を求められた場合には、以下のいずれかの場合においては、地方税関係情報の提供を行うことが許容されている。 ① 地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する買戻権発権等が規定されている。かつ他の所管法令への情報提供が当該法令に規定されている場合 ② 地方税関係情報を利用する事務が申請に基づきものであり、照会対象者本人の同意がある場合 ○ この整理を踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供について、①又は②によって秘密性が解除される場合に限り適用される。 ○ このうち、①に該当する事項については、各年度の補償がある場合に限り(買戻権発権が定められている必要があり、法定事務であっても、これに該当しない場合には、②によって本人の同意を要するものである。 ○ この点、独自利用事務は、法定事務の根拠法令の趣旨目的、法定事務の内容に準ずる事務であるもの、当該独自利用事務が目的の履行に該当することが認められないことから、②に準ずる利用等に関する法律第十九条第八号に基く特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号に該当しているものである。 ○ なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを、地方公共団体に示している。	